税務相談室

ｅ－Ｔａｘについて

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

ｅ－Ｔａｘについて教えてください。特に納税が便利になったと聞いていますが、どのように変わったのでしょうか、またメリットやセキュリティ対策はどのようになっていますか。

回答

ｅ－Ｔａｘとは、以下のような国税に関する各種の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。これまでの書面による申告書等の持参または送付による提出方法に加え、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信するという、新たな提出方法の選択肢を利用者等に提供するものです。

1）所得税・法人税・消費税（地方消費税を含みます）・酒税および印紙税に係る申告
2）全税目の納税（電子納税証明書の手数料納付を含みます）
3）申請･届出書（電子納税証明書の請求および発行を含みます）
4）個人事業者の開廃業等届出･法人設立届･青色申告の承認申請および給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出など

ｅ－Ｔａｘを利用することによる、メリットについてご説明いたします。

ｅ－Ｔａｘを利用することで、税務署や金融機関に赴くといった距離的な制約がなくなるほか、税務署の執務時間以外でも受付システムが起動している時間であれば、申告書等の提出や納税ができ、金融機関等の窓口に並ぶ必要もなくなり、特に利用回数の多い手続に便利です。

なお、事前に税務署に届出等をしておけば、ｅ－Ｔａｘを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな電子納税である「ダイレクト納付」の利用も可能になりました（このダイレクト納付は、インターネットバンキング等の契約は必要ありません）。といった点がメリットとして挙げられます。

また、ｅ－Ｔａｘで申告された還付申告は早期処理（3週間程度に短縮）していますし、納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価となります（証明書は電子ファイルでの発行のほか、書面での発行も請求できます）。

そのほか、所得税の確定申告をｅ－Ｔａｘで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

次に、セキュリティについてご説明いたします。

税務署では、安心してｅ－Ｔａｘを利用していただけるよう、利用者の方の個人情報などのセキュリティの確保に万全を期しています。セキュリティの性格上その詳細は公開できませんが、主な対策は次のとおりです。

1）利用者識別番号・暗証番号による利用者の特定

ｅ－Ｔａｘへのログインする際には、なりすましや不正アクセス等を防止するため、利用者識別番号および暗証番号を入力することにより利用者を特定することとしています。いずれも他人に知られると、なりすましや不正アクセス等によるトラブルの原因になることが想定されますので、利用者本人の責任において、盗難等の事故が起こらないよう厳重に管理していただく必要があります。

2）電子署名の添付による作成者の特定･改ざんの検知

送信データが適正に本人または税理士等によって作成されたものであることを保証するため、所得税徴収高計算書および納付情報登録依頼を除き、申告書等のデータには電子署名（電子証明書の添付を含む）を行うこととしています。

また、税理士が税務書類を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

3）送信データの暗号化

ネットワーク上を流れる個人情報等は、暗号化通信技術として事実上世界基準であるＳＳＬ（Secure Sockets Layer）128bitにより暗号化しており､盗み見の防止や改ざん防止を図っています。

4）データベース等の保護

個人情報などを記録しているデータベースやサーバは、ファイアウォールとアクセス監視システムにより、不正アクセスやデータ破壊から保護されています。